

和歌山IRに関するアドバイザー業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県が「和歌山IRに関するアドバイザー業務」を委託するにあたり実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めたものである。

1 委託業務概要

(1) 業務名

和歌山IRに関するアドバイザー業務

(2) 業務内容

別紙①「和歌山IRに関するアドバイザー業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から2022年3月31日までとする。

(4) 委託料

業務を実施するために必要な経費として県は、選定された事業者が提示した額を支払う。この場合の支払時期や方法等については別途定める。

なお、県が支払う額（3年分）の上限は、285,624,000円（消費税及び地方消費税（合計8%）の額を含む。消費税及び地方消費税の税率に変更が生じた場合、契約の変更を行う。）とする。また、2019年度から2021年度の各年度の支払限度額は次のとおりとするので、応募金額の提案は、この範囲内で行うこと。（契約期間及び業務工程等の変更（延長）に伴い、支払年度を変更することがあるものとする。）

業務項目	委託上限額（税込）	支払年度
①第1段階業務（実施方針策定、募集要項作成までに必要な業務）	201,375千円	2019年度
②第2段階業務（事業者選定までに必要な業務）	70,734千円	2020年度
③第3段階業務（区域認定申請までに必要な業務）	13,515千円	2021年度
合計	285,624千円	

※具体的な業務項目については別紙②「業務項目」参照のこと。

2 留意事項

- (1) 本業務は、上記の3段階に分けて実施することとし、発注者は、第1段階又は第2段階で業務を終了し、契約を途中解除することがあるため、応募者

はこれを踏まえて本業務の企画提案を行うこと。

なお、第1段階又は第2段階で契約を解除した場合において、解約は将来的に効力を生じ、その時点以降の受注者の作業について発注者は支払いを行わない。また、発注者は、解約に起因して受注者に生じる損害等について補償は一切行わない。

- (2) 発注者は、国におけるIR整備法の関連政省令・基本方針等の制定・公表時期やその内容、和歌山県・和歌山市の議会及び政策決定の状況、その他本業務の契約時に予期せぬ状況等によって、その契約期間及び業務工程等を変更(延長:ただし2年を超えない)し、またこれに伴い委託料の支払い時期等を変更する可能性があるため、応募者はこれを踏まえて本業務の企画提案を行うこと。

また、業務実施にあたっては、円滑な業務の遂行・進捗が図られるよう発注者と連携を密にするとともに、契約期間及び業務工程等に変更の必要が生じた場合は、発注者の求めに応じ柔軟に対応すること。

なお、発注者は、これに伴う補償は一切行わない。

- (3) 本業務に従事する各担当者の資格・実績要件については、別紙③「各担当者の配置条件について」のとおりとする。

3 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 国税又は都道府県税の滞納がない者であること。
- (6) 直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること。なお、同種の契約実績とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条の規定に基づき、実施方針が公表された事業のアドバイザー業務もしくは、これと同種又は類似する業務につ

いての契約実績である。(現在履行中のものを除く。ただし、平成31年3月31日までに契約期間が満了するものについては可とする)。また、同規模の契約実績とは、上記契約実績の契約金額が本公告で発注する業務の契約金額に相当(当該発注業務の委託料上限額の概ね50%以上の契約金額)するものの契約実績である。

(7) 複数の事業者による共同体(以下「コンソーシアム」という。)として提案する場合には、次の要件を満たすこと。

- ・コンソーシアムの幹事者を決め、コンソーシアムに所属するすべての事業者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。
- ・事業者は複数のコンソーシアムに所属することはできない。また、コンソーシアムに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ・参加申請時にコンソーシアムの協定書の写しを併せて提出すること。なお協定書には、事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- ・コンソーシアムに所属するすべての事業者は、上記(1)～(5)のすべてに該当する必要がある。なお、(6)については、幹事者が該当していれば可とする。
- ・提案書提出後は、コンソーシアムに所属する事業者を変更することはできない。

4 全体スケジュール

○公募開始(公告)	2019年2月7日(木)
○質問受付期間(様式1)	2019年2月7日(木)～2月21日(木)
○参加表明書の受付期間(様式2)	2019年2月7日(木)～2月21日(木)
○質問回答期間	2019年3月1日(金)まで随時
○提案書等の提出期限(様式3～8)	2019年3月20日(水)
○プレゼンテーション及び審査	2019年3月27日(水)(予定)

5 質問

本プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問票(様式1)

を電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名を「和歌山 I Rに関するアドバイザー業務に係る質問」とすること。

(1) 受付期限

2019年2月21日（木）17時まで

(2) 送付先

和歌山県企画総務課 I R推進室

代表メールアドレス e0201001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法により公表する。

なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

6 プロポーザルへの参加表明

本プロポーザルに応募する場合は、公募型プロポーザル参加表明書（様式2）を電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名を「和歌山 I Rに関するアドバイザー業務に係るプロポーザル参加表明書」とすること。

(1) 提出期限

2019年2月21日（木）17時まで

(2) 提出先

和歌山県企画総務課 I R推進室

代表メールアドレス e0201001@pref.wakayama.lg.jp

7 企画提案書類の提出

(1) 企画提案書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。

ただし、企画提案書類の提出日において、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しをもって下記オ～コの書類に代えることができるものとする。なお、コンソーシアムによる申請の場合は下記オ～コについては、構成員ごとに提出すること。

また、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

- ア 応募申請書（様式3-1）（コンソーシアムによる申請の場合は「コンソーシアム構成員表（様式3-2）」も提出すること）・・・1部
- イ 応募資格に反しない旨の誓約書（様式4）・・・1部
- ウ 業務実績申告書（様式5）・・・正本1部、副本10部
- エ 企画提案書（様式6、7含む。別紙④企画提案書作成要領参照）
・・・正本1部、副本10部
- オ 役員等に関する調書（様式8）・・・1部
- カ 団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類・・・1部
- キ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
・・・1部
- ク 印鑑証明書・・・1部
- ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書・・・1部
- コ 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書・・・1部

(2) 提出方法

提出場所に直接持参又は郵送（書留郵便又は配達証明）によることとする。

(3) 提出期間

2019年3月20日（水）までとする。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出場所

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 企画部企画政策局 企画総務課 I R推進室（和歌山県庁本館4階）

8 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

- ア 直接、間接を問わず、故意に選考委員に接触を求めた場合。
- イ 他の提案者と企画提案の内容又は提案の意志について相談を行った場合。
- ウ 事業者選定が終了するまでの間に、他の提案者に対し提案の内容を意図的に開示した場合。
- エ 企画提案書類に虚偽の記載をした場合。
- オ 応募資格に違反すると認められる場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

ア 同一提案者が2件以上の提案をした場合。

イ 所定の提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合。

ウ 本実施要領に示した委託料上限額を超えた見積額を提示した場合。

(3) その他

ア 企画提案書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 本プロポーザルに参加する者は、企画提案書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

ウ 一旦提出された企画提案書類は、理由の如何に関わらず、これを差し替え、書き換え、追加または撤回をすることができないものとする。

エ 提出された企画提案書類は返却しない。

なお、提出された企画提案書類は本企画提案の審査以外には使用しない。

オ 関係書類の提出及びプレゼンテーションは日本語で行うこと。

9 委託候補者の選定方法及び公表

(1) 選定方法

事業者の選定は、県が別に定める「和歌山県企画部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査により行う。

なお、審査委員会は、別紙⑤「和歌山 I Rに関するアドバイザー業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

(2) 審査委員会

ア 開催日・場所

2019年3月27日（水）（予定）

プレゼンテーション審査の開催時間及び実施場所等は、別途電子メールで通知する。

イ 1提案者あたりのプレゼンテーション時間

プレゼンテーション 30分以内

審査委員からの質疑 20分程度

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用して行うことと

し、プロジェクト等の使用は認めない。

(イ) プレゼンテーションへの参加は、1 提案者あたり 5 名以内とする。

(ウ) 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 委託候補者の選定

ア 各審査委員の評価点の合計が、満点の 6 割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者 1 者を委託候補者とする。

イ 最高評価点の者が複数となった場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

ウ 提案者が 1 者の場合は、審査委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の 6 割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、速やかに参加者全員に文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県企画総務課 I R 推進室ホームページにて公表する。

ア 委託候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の者の評価点（提案者名は公表しない）

10 委託契約について

(1) 契約の締結

選定した委託候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議のうえ、委託業務の仕様の内容を確定し、契約を締結する。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、評価点が次点の者と協議を行う。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の 100 分の 10 以上を契約保証金として納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去 2 箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

(3) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

ア 提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合。

- イ 事業者に重大な瑕疵がある場合。
- ウ 業務遂行の意思が認められない場合。
- エ 業務遂行能力がないと認められる場合。
- オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合。

(4) その他

委託契約は和歌山県財務規則等の関係法令の規定に基づき行い、平成31年2月和歌山県議会定例会において、平成31年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期、又は変更するものとする。

1.1 問い合わせ先

和歌山県企画部企画政策局 企画総務課 I R推進室 (担当：鶴野)

住 所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話 073-441-2334

FAX 073-422-1812

電子メール e0201001@pref.wakayama.lg.jp